平成30年度第1回 西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議 会議録

- 1 日時
 - 平成30年8月28日(火)午後1時15分から午後1時50分まで
- 2 場所

衣浦東部保健所 3階 大会議室

- 3 出席者 別添出席者名簿のとおり
- 4 傍聴人

なし

- 5 議事等
- (1) 議題

介護保険施設等の整備承認について

- (2) 報告事項
 - ア 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領の一部改正について
 - イ 自殺の状況と保健所および市町村が取り組む自殺対策について
 - ウ 住宅宿泊事業(民泊)の現状について
- (3) その他

6 会議の内容

○事務局(鈴木 衣浦東部保健所次長)

平成30年度第1回 西三河南部西圏域 保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。

私は、本日の会議の進行を努めさせていただきます衣浦東部保健所 次長の鈴木です。 それでは、会議に先立ち、開催者を代表いたしまして、衣浦東部保健所 丸山所長から ご挨拶を申し上げます。

○事務局(丸山 衣浦東部保健所長)

衣浦東部保健所長の丸山でございます。

本日は、大変、お忙しい中、平成30年度第1回 西三河南部西医療圏 保健医療福祉推 進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年度は、この会議において、医療圏の保健医療計画についてご審議いただき、お蔭を もちまして、本年3月に策定することができました。計画案の冊子も刷り上がり、皆様に お配りさせていただくこともできました。この場をお借りして、お礼申し上げます。

さて、本推進会議は、圏域内の保健・医療・福祉に関する施策を推進するため、関係機関の代表者の方々から、ご意見をいただくために設置されたものでございますが、後程、担当から詳しく説明させていただきますが、この会議の要領が見直され、重要案件について皆様に議決していただくこととなりました。構成員の皆様には、今まで以上に重要な役割を担っていただくこととなりましたのでよろしくお願いいたします。

本日は、議題として「介護保健施設等の整備承認」についてご審議いただき、報告事項として、「本会議の開催要領の一部改正」、「自殺対策」、「住宅宿泊事業の現状」について報告させていただく予定です。

なお、本日の会議は、2時までということで、大変限られた時間ですが、忌憚のないご 意見やご質問をいただけますようお願いします。

また、一部の構成員の方につきましては、この後、開催させていただきます地域医療構想推進委員会と2階建となっており、厳しいスケジュールとなっております。

本日は、よろしくお願いします。

○事務局(鈴木 衣浦東部保健所次長)

ありがとうございました。

会議に先立ちまして、資料の確認をいたします。

先日配布させていただきました資料については、「会議次第」、「資料1-1 介護保険施設等の整備計画について」、「資料1-2 介護保険施設等の整備計画について」、「資料1-3 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」、「資料2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」、「資料3 自殺の状況と保健所および市町村が取り組む自殺対策について」、「資料4 住宅宿泊事業(民泊)の現状について」でございます。

また、本日机上にお配りさせていただいた資料としましては、「出席者名簿」と「配席図」

がございます。不足があります方、本日資料を持参されなかった方がありましたらお申し出ください。

本会議の議長につきましては、資料2開催要領の1ページ、第4条第2項に「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」とございますが、事務局といたしましては、刈谷医師会会長の丸上様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(出席者から「異議なし」の発言)

ありがとうございます。それでは丸上様、以降の進行をお願いしたいと思います。よろ しくお願いします。

○議長(丸上 刈谷医師会長)

刈谷医師会長の丸上です。この会議の議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力 をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて、 事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(鈴木 衣浦東部保健所次長)

情報公開の取扱いについて、3件ございます。

1つ目ですが、本会議の議事については、会議開催要領第5の1に従い、全ての議事が公開となります。2つ目ですが、本日の会議開催の案内は、当保健所のホームページに掲載しており、本日の会議の概要及び会議録につきましても、後日、掲載する予定となっております。3つ目、傍聴についてですが、本日、傍聴人はございません。以上でございます。

○議長(丸上 刈谷医師会長)

本日の進行についてですが、報告事項(1)には、会議運営についての一部改正が含まれており、報告事項(1)の説明を行った後でないと議題の進行に支障が生じることから、最初に報告事項(1)を行いたいと思います。

○事務局(大野 衣浦東部保健所課長補佐)

衣浦東部保健所の大野と申します。

本年7月30日付けで「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」の一部が改正されましたので報告をさせていただきます。

参考「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」をご覧ください。

今回の改正の趣旨は、圏域保健医療福祉推進会議の議決に関する規定を設けるものです。 第4条第1項中「議題の内容に応じ必要と認める者を招集する」とあるのを、「議題の内容 に応じ必要と認める者を構成員としてその都度招集する」と改めました。また、同条に「第 3項 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない」、 「第4項 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」の条項を加えられました。これは、圏域内の重要事項は、圏域内で決定するとの考えから、この会議の構成員の位置づけを明確にし、会議開催にあっての定足数、会議での議決のルールを定めたものであります。以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○議長(丸上 刈谷医師会長)

ただいまの説明について、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

それではご質問もないようですので、ただいま報告がありました愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領第4条第4項に基づき委員の出欠状況を事務局から報告してください。

○事務局(鈴木 衣浦東部保健所次長)

本委員会の構成員の人数は20名です。欠席委員数は、1名。他に1名遅れていらっしゃいまして、現在、出席委員数は18名、うち委任状の行使者は7名です。委員の過半数の出席がなされていることをご報告させていただきます。

○議長(丸上 刈谷医師会長)

事務局からの報告のとおり、本委員会は、委員の過半数の出席がなされており、この会議は有効に成立しております。

それでは、議題(1)「介護保険施設等の整備承認について」事務局から説明をお願いします。

○事務局(矢田 西三河福祉相談センター次長)

西三河福祉相談センター次長の矢田でございます。

日頃は福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、私から「介護保険施設等の整備計画について」をお手元の資料1-1、2、3により説明させていただきます。

本県では、介護保険制度の円滑な運営に資するため、介護保険施設等の整備にあたりましては、圏域ごとの推進会議におきまして関係機関の皆様の意見調整等を行い、手続きの公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うこととされております。資料1-3「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」の第2でその旨規定されております。

この度、同要領第4の規定により、平成30年5月末までに4件の事前相談票の提出がありました。

資料1-1「介護保険施設等の整備計画について①」をご覧ください。

まず、1件目は、(1)「事前相談票の概要」に記載のとおり、混合型特定施設入居者生活介護ついて、医療法人社団 同仁会から、刈谷市で現在運営している「介護付有料老人ホームファミリイエ」につきまして、現在の60人定員を10人増やし、70人としたいという内容です。こちらは、現在は個室として利用している、20㎡を超える10部屋について、夫婦部屋としても利用できるよう、定員を10人増やすものです。ここで、特定

施設の整備枠の考え方について、説明させていただきます。

特定施設には、養護老人ホームやケアハウス、介護付有料老人ホームのうち、要介護認定者のみを受け入れる施設の「介護専用型特定施設入居者生活介護」と、先程の3施設のうち、要介護認定者以外の要支援の方、自立の方も受け入れる施設となる「混合型特定施設入居者生活介護」がありますが、今回該当する混合型につきましては、取扱要領第3第2項の規定により、定員数の7割を要介護認定者整備枠として設定することになっております。よって、今回増やす定員は10人ですので、7割の7人が必要な整備枠数となります。

その下の「(2) 平成30年3月31日現在の既存数の公表」をご覧ください。こちらは、 取扱要領第3に基づき、平成30年3月31日現在の施設別既存数が愛知県のホームページ等に公表されているものでございます。資料には、そのうち混合型特定施設入居者生活介護だけの数字を示させていただいております。左から、平成30年度整備目標数が297人、平成30年3月31日現在の承認済入所定員総数が287人であり、整備目標数から承認済入所定員総数を差し引いた数となる10人が今年度の整備可能数となり、今回の7人は、枠の範囲内ということになります。

また、要領第4第2項に基づき、今回の整備予定地である刈谷市に参考意見を伺いましたところ、市介護保険事業計画における範囲内であるとの回答をいただきました。別に、 圏域内の他市にもご意見をお聞きしたところ、特に修正意見はありませんでした。

よって、1件目の案件につきましては、「(3) 整備計画(案)」のとおり8月6日の幹事会に諮りまして、事務局案とさせていただきました。

次に、残りの3件について、資料1-2をご覧ください。

介護老人福祉施設いわゆる特別養護老人ホームについて、刈谷市、安城市、西尾市から、各100床の整備の事前相談票が提出されました。この案件は、それぞれの市の第7期介護保険事業計画で計画されているものです。公募で実施し、着工予定と開所予定は記載のとおりです。

「(2) 平成30年3月31日現在の既存数の公表」をご覧ください。こちらには整備枠等うち、当圏域の特別養護老人ホームにかかる部分について載せております。

左から、平成30年度整備目標2,472人に対し、平成30年3月31日現在の承認済入所定員総数が2,172人と、差し引いた300人の枠がありますので、今回の300人は範囲内となります。

この3つの案件について、圏域内の他市にご意見をお聞きしたところ、特に修正意見はありませんでした。よって、この案件につきましては、「(3)整備計画(案)」のとおり幹事会に諮りまして、事務局案とさせていただきました。

以上4件の整備計画(案)についての、承認の是非にかかる協議をお願いいたします。 つづきまして、案件を提出された刈谷市、安城市、西尾市から補足説明をお願いいたします。

○委員(鈴木 刈谷市福祉健康部長)

刈谷市の福祉健康部長の鈴木でございます。ご説明の機会をいただきましてありがとう

ございます。

刈谷市においては、今後更に高齢化の進展により、団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となります2025年には高齢化率が20.9%となります。要介護3以上の方が現状よりも300人以上増加すると見込んでいます。そのため、今後見込まれる特別養護老人ホームの待機者に対応するため、中長期的な視点で計画的に施設整備を行う必要があります。

今回の圏域会議にお諮りし承認を得た上で、特別養護老人ホームの更なる整備を進めて まいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員(小笠原 安城市福祉部次長)

安城市福祉部次長の小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

安城市では、今年の3月に第7期安城市介護保険事業計画を策定し、その中の施設整備計画におきまして、計画期間である2020年度末までの3か年で、100名定員の特別養護老人ホーム1か所を整備することとしております。

これは、安城市では緊急度の高い特別養護老人ホームの入所待機者が110名存在して おります。その待機者を解消するため、及び介護を理由に仕事を辞める「介護離職」に対 応するため特別養護老人ホームを整備する必要があります。

そこで、計画期間内に整備を行うには、圏域調整を図る必要がございますので、今回の 西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議にお諮りし、承認を得て整備を進めてまいりたい と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員(岩瀬 西尾市健康福祉部長)

西尾市健康福祉部長の岩瀬でございます。

本市、西尾市におきましては、県が3年ごとに実施しております特養の待機者数調査によりまして、260名と非常に多くの待機者を抱えている状況であります。また、その3年前の調査においても240名という状況であります。さらに、市民の声といたしまして、議会からも施設整備を望む意見が届いております。

こうした実情に鑑みまして、この程、第7期介護保険事業計画に位置付けたものでございます。今後の施設整備によりまして、少しでも待機者解消につながるよう進めてまいりたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長(丸上 刈谷医師会長)

ただ今の説明にご質問・ご意見がございますか。

○委員(小林 小林記念病院理事長)

特別養護老人ホームの必要数については、私、大変よく納得できます。現在、私も安城市、碧南市において特別養護老人ホームを運営・経営している立場ですが、一番問題は、建物を造ることではなく、運営することです。その最たるものは、介護する人の不足です。不足感は看護師よりも介護の人ほうがはるかに強いです。これに対する援助、補助をぜひ、

お願いしたい。建物そのものは、お金を出して、簡単にできるわけですが、運営が大変であるということを認識していただきたいという意見でございます。

介護保険施設等の整備計画について、反対ではございません。

○議長(丸上 刈谷医師会長) ありがとうございます。何か対策はございますか。

○事務局(矢田 西三河福祉相談センター次長)

県の人材確保についての施策について、ご紹介をさせていただきます。

愛知県では、平成27年度から地域医療介護総合確保基金を活用いたしまして、介護職への多様な人材の参入促進、介護職の社会的評価を高める資質向上、その他労働環境等の介護人材の確保に関する事業を総合的に進めておるところでございます。さらに、平成30年度からは、第7期介護保険事業計画のスタートに併せまして、新たに市町村の人材確保事業に対する補助メニューも拡充いたしまして、第7期介護保険事業計画に基づきまして、人材確保に取り組む市町村に積極的に支援をさせていただくこととなっておりますのでよろしくお願いします。

○議長(丸上 刈谷医師会長) 小林先生、よろしいですか。

○委員(小林 小林記念病院理事長)

実際に実行があがればいいのですが、なかなか現場はむずかしい。特に、この地域は豊田自動車を中心とした企業がたくさんありまして、人手不足がかなり厳しいものがあるということを認識していただきたいと思います。

○議長(丸上 刈谷医師会長) 他にご意見、ございますか。

○委員(浦田 安城更生病院長)

質問ですが、介護者の待機者リストは、重複はないのでしょうか。市町毎の集計について、県全体の集計で重複がないようにしていらっしゃるのでしょうか。

○事務局(中西 高齢福祉課課長補佐)

県庁、高齢福祉課の中西でございます。

ただいまの待機者についてですが、私どものほうで、県計画策定に併せまして3年毎に 県内の全ての特別養護老人ホームを対象にさせていただいて、待機者のリストを提出して いただいて、集計をしていますが、その際には被保険者番号をキーにいたしまして、重複 につきましては除外をさせていただくという形で集計をさせていただいているところでご ざいます。 先ほど、市の説明でも、市によって100人とか200人とかという数字がございますが、そちらについては、それぞれの市民の方という形で集計をさせていただいたものでございますので、ご理解のほうよろしくお願いします。

○議長(丸上 刈谷医師会長) 他に、ご意見、何かございますか。

○委員(米津 西尾市医師会長)

先ほどの小林先生のご意見の追加と言いますか、現実に介護職員がいなくて、定員一杯 一杯には、開けていない特別養護老人ホームがあるのですが、そのような実態を把握して おられますでしょうか。

○事務局(中西 高齢福祉課課長補佐)

ただ今の質問でございますが、一部の施設におきまして、入所定員に対しまして、実際の入所者の数というのが、一定数下回っている施設があるということについては、認識をさせていただいております。そういった状況が続きますと、各施設様のほうで、しっかりご努力いただいているところでございますが、折角、私どもの施策でもって建てた特別養護老人ホームがなかなか一杯にならない。入所待機者がいるのにもかかわらず入れないということについては、あまり適切であるとは考えておりませんので、施設の方ともお話しをさせていただきながら、何とか一床でも開けられるように、一人でも多くの方が入所できるようにという形でお話しをさせていただいているという状況であります。

- ○議長(丸上 刈谷医師会長) 米津先生よろしいですか。
- ○委員(米津 西尾市医師会長) 施策がうまくいっていない証拠ですよね。

○議長(丸上 刈谷医師会長)

他にご意見ございますか。

それでは、ご意見がないようでしたら、「介護保険施設等の整備承認について」、事務局 案のとおりとすることに、決を採りたいと思います。

賛成の方は、挙手を願います。

(替成多数)

挙手多数と認められますので、本件議案は賛成多数で可決されました。 それでは、報告事項に入ります。報告事項(2)「保健所や市町村が取り組む自殺対策に ついて」及び報告事項(3)「住宅宿泊事業(民泊)の現状について」を事務局から一括で 説明してください。

○事務局(塩之谷 衣浦東部保健所健康支援課長)

衣浦東部保健所健康支援課長の塩之谷でございます。ただ今から資料3自殺の状況と 保健所および市町村が取り組む自殺対策についてご説明させていただきます。

1 自殺の状況です。(1) 平成29年の自殺者の表をご覧ください。

平成29年、全国の自殺者は、21,127人で、平成10年の年間3万人の急増以来、減少傾向にあります。同様に愛知県の自殺者も1,165人と減少していますが、年間1,000人以上の尊い命が失われ、今なお深刻な状況にあります。自殺死亡率は、人口10万対の値ですが、全国は16.5、愛知県15.5でした。なお、当圏域内の各市の状況も記載しましたが、単年度の自殺者数や自殺死亡率では評価は難しいと言えます。そこで、(2)全国・愛知県・西三河南部西医療圏の自殺死亡率の棒グラフをご覧ください。これは、平成24年から28年の5年間分をまとめ、自殺死亡率を総計、男性、女性について、全国・県・圏域内の各市をみたものです。

グラフの総計では、全国より自殺死亡率が低い市が多く、男女の割合では男性の死亡率が非常に高くなっています。なお、グラフの右の枠内に国の自殺対策大綱からの自殺死亡率の目標を記載しましたが、国は平成38年に13.0以下を目指すとしています。この下に記載した、WHOによる先進国の自殺死亡率の値も参考にして下さい。

また、「第3期あいち自殺対策総合計画」でも、このように目標値を定めています。 次に、(3)は、男女別で割合の高かった「男性の年代別自殺死亡率」の5年間分の状況を グラフにまとめました。全国、愛知県、西三河南部西圏域の男性の状況です。全国の値よ り、愛知県は各年代ではやや低い傾向があり、当圏域では全国に比べて、特に30歳代~ 60歳代で男性の死亡率が低い傾向が見られました。

次に、2で、「自殺対策をめぐる動き」です。

平成18年「自殺対策基本法」が施行され、自殺は、広く「社会の問題」として対策を推進してきました。平成19年「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、平成28年4月「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、都道府県及び市町村に対し、地域自殺対策計画の策定が義務化されました。

平成29年には、改正「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の 実現を目指して~」が閣議決定され、平成30年3月、平成30年度から34年度、5年間の「第3期あいち自殺対策総合計画」が策定され、基本理念である「気づきと見守りに より生きやすい社会の実現」を目指すとしています。

- 3「平成30年度の保健所の取り組み」では、人材育成研修、自殺未遂者支援地域連携 会議、アルコール地域連携事業を実施しております。
- 4「各市の自殺対策計画策定に向けて」、全国的に実施が望ましいとされている以下の5項目について基本施策の策定をしていくよう示されています。

表をご覧ください。「地域自殺実態プロファイル」という資料集が国から各市に示され、 このデータ分析結果から表の推奨される重点パッケージが出されています。 愛知県の自殺の特徴、上位 3 区分では、男女ともに 6 0 歳以上、無職、同居が多く、次いで男性の 4 0 \sim 5 9 歳、有職、同居となっており、重点パッケージとしては、高齢者、生活困窮者、勤務・経営についての施策が重要となります。

各市の特徴の上位3区分について、愛知県にはあげられていなかったものに網掛けをしています。重点パッケージと合わせて参考にしていただき、各市の計画策定に活かしていくこととなります。

なお、保健所も各市の計画策定会議等に今年度参加させていただいておりますが、

最後に記載させていただきましたように、この機会に、各市の現在まで行ってきております様々な取組みを「生きる支援(自殺対策)」という観点で整理をしていただき、各重点施策の項目に合わせ、"生き心地のよい地域"を目指した計画策定を行い、地域ぐるみで自殺対策の推進につげていければと思っております。

以上で説明を終わります。

○事務局(櫛引 衣浦東部保健所生活環境安全課長)

続きまして、衣浦東部保健所生活環境安全課の櫛引と申します。

資料4「住宅宿泊事業(民泊)の現状について」説明させていただきます。

資料の裏側を先にご覧ください。「住宅宿泊事業法の概要」という観光庁で作られた資料です。従来、お金を頂いて人を泊めるということであれば、旅館業法の許可が必要でございました。しかし、今年、住宅宿泊事業法が施行になりまして、上の枠で囲った文字の一番下をご覧いただくと、今年の6月15日に施行になっております。保健所では、施設の届け出につきましては、3か月前の3月15日から届出を受け付けております。下の方の模式図をご覧いただくと住宅宿泊事業に関連する事業者は3者ございまして、一番上の住宅宿泊仲介業者、これはAirbnb(エアービーアンドビー)などのような仲介を行う事業者でございます。観光庁が登録を行っています。

住宅宿泊管理業者は、家主が同居する施設では何もすることはないですが、家主が同居 していない場合には、管理業者に管理を任せなければいけないということになっておりま す。請け負う業者には国土交通省が登録を行い、監督を行います。

住宅宿泊事業、民泊を行う方につきましては、都道府県知事に届け出を行わなければならないことになりました。

表面に戻っていただきまして、名古屋市につきましては、住宅専用地域では、平日は営業ができないという制限をする条例をつくっておりますので、こちらにつきましては、名古屋市保健所が届出の受付を行っております。名古屋市以外につきましては、県の保健所において届出を受付けております。愛知県以外はどうなっているかと言いますと、愛知県同様、保健所が受付を行っている県は、多数ありますが、一部北海道や福島県、埼玉県、札幌市のように観光課が受付を担当している自治体もございます。

②届出が受理されますと、各自治体のホームページで届出番号、届出年月日、届出住宅所在地が公開されることになっております。愛知県では、健康福祉部保健医療局生活環境衛生課のホームページを見ていただくと、このように、届出受理されたリストが出ております。現在は、この地域では、30番、31番、どちらも、豊田市内ですが、当衣浦東部

保健所が受付を受理した施設でございます。32から34番、こちらは、岡崎市内を含めまして、西尾保健所が届出を受理した施設でございます。現在のところ、届出を受理した施設は愛知県では42施設、名古屋市では、153施設が届出を受理しております。

報告につきましては、以上でございます。

○議長(丸上 刈谷医師会長)

ただいまの説明で、ご意見はございますか。

ご発言もないようですので、報告事項を終了いたします。

最後に「その他」ですが、何かご意見・ご質問、ありますでしょうか。

特にないようですので、「その他」を終了します。

それでは、これをもちまして、「平成30年度第1回 西三河南部西圏域 保健医療福祉 推進会議」を終了させていただきます。どうも御苦労さまでした。

○事務局(鈴木 衣浦東部保健所次長)

丸上様、ありがとうございました。

次の会議ですが、2時10分を予定させていただいておりますが、若干、早く終わりましたので、もし委員の方がおそろいでしたら、午後2時5分から始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

資料の入れ替えと委員さんの入れ替えがございますので、しばらく休憩とさせていただ きたいと思います。よろしくお願いします。

恐れ入りますが、地域医療構想推進委員会の委員ではない委員の方は、お気をつけてお帰りいただきたいと存じます。ありがとうございました。